

2018年度しあわせ研究

しあわせの基盤としての環境と法

研究員 古谷 英恵
上代 庸平
小島 千枝



私たちの経済活動がグローバル化するのに伴い、環境汚染や地球温暖化などの環境に対する悪影響がますます深刻化している今日、国家のみならず私たち一人一人も持続可能な開発目標 (SDGs) に取り組んでいくことが求められています。そこで、社会を規律するルールである法も、環境問題に対して様々な措置を講じています。

私たちは昨年度に引き続き、「しあわせの基盤としての環境：生態系への損害に関する賠償制度の構築—公益と私益の接合可能性—」をテーマに共同研究を行ない、環境問題が生じたときに法はどのように対処していくのか、そして未然に防ぐにはどのような措置が適切であるのか、を研究しています。その一環として、私たちは八幡製鉄所をはじめとする工場により被った深刻な公害から婦人運動を通じて克服し、2018年には OECD から SDGs 推進に向けた世界のモデル都市としてアジア地域で初めて選定された北九州市を訪れました。そこでまず、環境保護を国家目標として憲法に規定しているドイツの法状況について、国家目標規定の研究を専門とする北九州市立大学

法学部の石塚壮太郎先生にヒアリングを行い、日本法の下で生態系への損害に関する賠償制度を構築するにあたり、団体訴権を立法により創設する必要性を議論しました。次に、私たちは若松区響灘・北九州次世代エネルギーパークを視察しました。この響灘地区の発電施設の発電能力は、平成30年5月時点で市内使用電力使用規模の約10%を賄っていますが、今後の稼働予定も含めると160%になる予定です。ここで、私たちは石炭利用による高効率発電技術や洋上風車・太陽光パネルによる発電技術等の市民・企業・団体が一体となったSDGs達成への先進的な取り組みについてヒアリングを行いました。

今後は、北九州市や岡山市をはじめとする自治体の環境保護に対する先進的な取り組みと条例や諸規程の整備状況について視察とヒアリングを積み重ねていくことで、法が公益としての生態系に対する損害に関してどのような措置を取るべきか、考えていきたいと思っています。

